

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成29年規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条の2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定による<u>受給資格の喪失若しくは変更</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>第2条の2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p>
<p>第2条の3 略</p>	<p>第2条の3 略</p>
<p>第2条の4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第52号）第5条第2項の規定による認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 我孫子市重度障害者医療費の</p>	

支給に関する条例施行規則（平成27年規則第42号）第10条第1項の規定による受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

(3) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第11条第1項の規定による受給資格の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項又は第2項の規定による受給資格の喪失の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

(5) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例第6条第4項の規定による支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 略
- (2) 地方税法第323条の市町村民税

第6条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 略
- (2) 地方税法第323条の市町村民税

(地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の減免に関する事務 納税義務者に係る生活困窮外国人保護実施関係情報

(3) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る生活困窮外国人保護実施関係情報

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る **次に掲げる情報** とする。

(地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の減免に関する事務 納税義務者に係る **中国残留邦人等支援給付実施関係情報又は**生活困窮外国人保護実施関係情報

(3) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る **中国残留邦人等支援給付実施関係情報又は**生活困窮外国人保護実施関係情報

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る **生活保護実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人保護実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属す**

る者に係る我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成8年条例第30号）第5条の医療費助成金の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報」という。）及び当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第11条及び第12条の規定による助成金の交付に関する情報（以下「子ども医療費助成実施関係情報」という。）とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(3) 生活困窮外国人保護実施関係情報

(4) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成8年条例第30号）第5条の医療費助成金の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報」という。）

(5) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第11条及び第12条の規定による助成金の交付に関する情報（以下「子ども医療費助成実施関係情報」という。）

(6) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例第4条の規定

による障害者医療費の支給に関する情報（以下「重度障害者医療費支給実施関係情報」という。）

第11条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る **次に掲げる情報**とする。

- (1) **生活保護実施関係情報**
- (2) **中国残留邦人等支援給付実施関係情報**
- (3) **生活困窮外国人保護実施関係情報**
- (4) **重度障害者医療費支給実施関係情報**

第19条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる

第11条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る **生活保護実施関係情報、当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人保護実施関係情報**とする。

第19条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる

事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項の規定による登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

アからカまで 略

キ 受給資格者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ク 略

ケ 略

コ 略

サ 受給資格者に係る養育医療実施関係情報

シ 略

ス 略

セ 略

ソ 略

タ 受給資格者に係る重度障害者医療費支給実施関係情報

- (2) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項の規定による所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 **前号ア**

事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項の規定による登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

アからカまで 略

キ 略

ク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

- (2) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項の規定による所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 **前号**に

からコまで及びシからタまでに

掲げる情報

- (3) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 **第1号ア**か

らコまで及びシからタまでに掲

げる情報

- (4) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第15条第2項の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 **第1号カ、**

キ、サ、ソ及びタに掲げる情報

- (5) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定による**受給資格の喪失又は変更**の届出に係る事実についての審査に関する事務 **第1号アからコまで及**

びシからタまでに掲げる情報

第20条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第8条の規定による登録の申請に係る事実につい

掲げる情報

- (3) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 **第1号**に掲

げる情報

- (4) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第15条第2項の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 **第1号カ、**

キ、コ、サ及びスに掲げる情報

- (5) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条第1項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 **第1号**に掲げる情報

第20条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第8条の規定による登録の申請に係る事実につい

ての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 子どもに係る医療保険各法

又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

ケ 子どもに係る重度障害者医

療費支給実施関係情報

(2) 略

(3) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第11条及び第12条の規定による助成金の交付に係る審査に関する事務 助成対象者及び子どもに係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報、助成対象者に係る養育医療実施関係情報並びに**第1号ウ、ク及びケ**に掲げる情報

(4) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第14条の規定による受給資格の登録の変更に関する事務 **第1号イからカまで、ク及びケ**に掲げる情報

(5) 我孫子市子ども医療費の助成

ての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 略

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

(2) 略

(3) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第11条及び第12条の規定による助成金の交付に係る審査に関する事務 助成対象者及び子どもに係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報、助成対象者に係る養育医療実施関係情報並びに**第1号ウからオまで及びキ**に掲げる情報

(4) 我孫子市子ども医療費の助成に関する規則第14条の規定による受給資格の登録の変更に関する事務 **第1号イからオまで及びキ**に掲げる情報

(5) 我孫子市子ども医療費の助成

に関する規則第16条の規定による受給権の消滅に係る事実についての審査に関する事務 **第1号ア及びエからクまでに掲げる情報**

に関する規則第16条の規定による受給権の消滅に係る事実についての審査に関する事務 **第1号ア及びウからキまでに掲げる情報**

第21条 条例別表第2の19の項の規則

で定める事務は、母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、条例別表第2の19の項の規則で定める情報は、当該徴収に係る同法第20条の規定による措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 生活困窮外国人保護実施関係情報**
- (2) ひとり親家庭等医療費助成実施関係情報**
- (3) 子ども医療費助成実施関係情報**

第22条 条例別表第2の20の項の規則

で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例第5条第2項の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報**
 - ア 対象者（我孫子市重度障害者**

医療費の支給に関する条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）及び対象者と生計を一にする者（同項第3号の規則で定める者をいう。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 対象者に係る住民票関係情報

ウ 対象者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

エ 対象者に係る身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 対象者に係る生活保護実施関係情報

キ 対象者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ク 対象者に係る生活困窮外国

人保護実施関係情報

ケ 対象者に係るひとり親家庭
等医療費助成実施関係情報

コ 対象者に係る子ども医療費
助成実施関係情報

(2) 我孫子市重度障害者医療費の
支給に関する条例施行規則第10
条第1項の規定による受給資格
の認定に係る事実についての審
査に関する事務 前号に掲げる
情報

(3) 我孫子市重度障害者医療費の
支給に関する条例施行規則第11
条第1項の規定による変更の届
出に係る事実についての審査に
関する事務 第1号ア、イ及びキ
に掲げる情報

(4) 我孫子市重度障害者医療費の
支給に関する条例施行規則第13
条第1項又は第2項の規定によ
る資格喪失の届出に係る事実
についての審査に関する事務 第
1号アからクまでに掲げる情報

(5) 我孫子市重度障害者医療費の
支給に関する条例第6条第4項
の規定による支給の申請に係る
事実についての審査に関する事
務 対象者に係る医療保険各法
又は高齢者の医療の確保に関す
る法律による保険給付の支給に

**関する情報並びに第1号キ、ケ及び
びコに掲げる情報**

第23条 略

第24条 略

第25条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1)から(3)まで 略

(4) 住民票関係情報

第21条 略

第22条 略

第23条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1)から(3)まで 略

(4) 住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。